誓　約　書

女子美術大学・女子美術大学短期大学部
学長　小倉　文子　殿

私は女子美術大学・女子美術大学短期大学部「海外留学プログラム（派遣）」（以下、プログラムという）に出願及び参加にあたり、下記に記載されている諸事項を理解し、遵守することを誓約いたします。

記

1. プログラムの趣旨・目的を十分理解し、留学先機関にて学業等に精励すること。また、本学および留学先機関の指示に従い、定められた注意事項を守り、女子美術大学・女子美術大学短期大学部の学生として規律ある態度を保持すること。
2. 選考があるプログラムについては、書類選考や教職員との面談等を通して、プログラムへの参加の是非が判断される場合があることを了承すること。本学のプログラム参加者となった後も、留学先機関等の事情によって受入が許可されない場合もあることを了承すること。
3. 出発までに実施されるガイダンス、帰国後の報告会等への参加もプログラムの一環であることを理解し、必ず出席すること。また、必要とされる諸手続きおよび書類提出は定められた期限内に行うこと。
4. 留学に必要な諸手続き（留学先機関に提出する各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、留学費用の支払い、保険加入等）は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。
5. 既往症や心身の健康に心配がある場合には、その旨を国際センターに報告のうえ、医務室、学生相談室、かかりつけ医師等に相談し、その判断に従うこと。
6. 大学が指定する海外旅行傷害保険に出発日から帰国日を含む全期間加入すること。その保険料は学生が負担すること。また、本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、留学先機関等から保険に加入することを求められた場合には、双方の保険に加入すること。
7. 留学に伴う渡航期間中は、健康管理および安全管理を徹底し、事件や事故に巻き込まれないよう行動すること。また、現地で自動車およびオートバイを運転しないこと。
8. 留学に伴う渡航期間中、健康上の問題やトラブルが発生した場合、直ちに国際センターに必要な連絡をすること。また、留学期間中の滞在先については、必ず最新のものを届け出ること。
9. 留学期間中に天災・火災・傷害・疾病・その他の事故により人的および物的損害が生じた場合、本学に対してその補償を請求しないこと。
10. 留学先機関が所在する国（地域）の治安・状況によっては、本学が留学プログラムの中止・延期または帰国勧告を決定することがあるので、これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に速やかに応じること。また、中止・延期または帰国勧告に伴い発生する違約金、追加費用については学生の負担となり得ることを了承すること。
11. 留学期間終了後は、速やかに帰国し、本学における学業を継続すること。 また、帰国後翌日から 3 日以内に、国際センターへ帰国の旨のメールをすること。
12. 提出書類に含まれる個人情報を、本学が主催する海外留学説明会やパンフレットなどの広報物およびホームページなどの情報メディアにおいて使用されることを了承すること。

年　　月　　日

学生氏名			印
学籍コード（数字 6 ｹﾀ）	所属（○で囲む）	芸術学部 短期大学部	
学科・専攻	学科	専攻	
学年	学生番号		
現住所　〒			
電話番号	（　　）		

【以下は学生保証人ご本人様がご記入下さい】

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿※の保証人として上記同意事項を理解し、本人に厳守させることを誓約いたします。

年　　月　　日

保証人氏名		印
現住所　〒		
電話番号	（　　）	

※ 学生氏名をご記入下さい。